



国労西日本

国労西日本本部
NO. 275

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

変えよう
安全を守る
職場風土に

国労西日本 検索

第三九回拡大西日本本部委員会

2019年春闘勝利に向け団結して闘おう

組織拡大を全職場・全組合員で

国労西日本本部は二月二日、国労大阪会館において第三九回拡大西日本本部委員会を開催し、第三二回定期西日本本部大会以降の活動の総括を行うとともに、二〇一九年春闘をはじめとする当面の闘争方針を決定しました。



第三九回拡大西日本本部委員会



伊野議長（近畿）

委員会は、中野執行副委員長の司会で開会、議長には、近畿地方本部選出の伊野委員が選出、森田執行委員長があいさつ、JAL不当解雇撤回闘争団の西岡原告より報告、国労本部佐々木執行副委員長から情勢と中央委員会含めた報告、二〇一九年春闘の闘いについてあいさつを受けました。

その後、新田執行委員から

2019年春闘要求（西日本）

1. 2019年4月1日以降の基本給に、12,000円の引き上げを行うこと。
2. 2019年度の職務遂行給について、「2018年度職務遂行給昇級額に関する確認事項（2018年3月16日締結）」に基づき、基準昇給を完全実施すること。
3. 55歳を超えて在職する者の取り扱いを、55歳未満の者と同一条件とし、65歳定年制とすること。当面、選択定年制とすること。また、第二基本給を廃止すること。
4. 年間総労働時間1800時間の労働時間制を確立すること。
5. 超過勤務手当支給率について、超過勤務手当150/100、休日出勤は200/100とすること。
6. 新規採用者の初任給を引き上げること。
7. シニア社員の賃金・待遇改善を図ること。
8. 契約社員及びパート社員についても、社員に準じて引き上げること。また、早期に時給1,500円とすること。
9. 本人希望に基づき、契約社員、パート社員、派遣労働者の正社員化を図ること。
10. 契約社員の雇用継続については、本人の意思を尊重し行うこと。
11. 労働基準法第36条第1項の協約で定める労働時間の延長及び休日の労働について残業の上限規制を引き下げること。夜間作業の回数制限を設けること。
12. 勤務間インターバル制度について新設すること。
13. 高度プロフェSSIONAL制度については導入しないこと。
14. 回答は、3月13日までに行うこと。

協約・協定の締結提案があり、承認、青木書記長から当面す

る闘争方針（案）の提案、討議が行われました。

討論では、職場・地域での様々な問題点、組織拡大に対する取り組み、二〇一九年春闘における意思統一の取り組みや地域との共闘した闘いの報告など活発な議論が行われました。闘争方針案採択の後、委員会宣言を採択し、大北青年部長の「団結ガンバロウ」で意思統一しました

ストライキを背景にした闘争体制の確立を

森田執行委員長挨拶要旨



国労西日本本部

など、労働者と社会に還元し社会的役割を果たせ」の声をあげ、職場・地域から闘いを進めていくようではありませんか。

貨物会社は、昨年は、ベアは300円、期末手当も超低額回答であり社員の労苦にまったく報いるものとはなっていません。現場長申し入れ行動や大衆行動を組織し、要求は闘いで勝ち取るという決意で、ストライキを背景にした闘争体制の確立に向け、全ての職場で忌憚のない議論をおこなっていただきたいと思ひます。

政治的課題

安倍首相は、憲法改正への執念を示しています。憲法改悪を許さない国民的闘いはこれからがまさに正念場です。改憲反対の世論をさらに大きくする運動と消費税増税中止、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換への政策が求められる運動を強めなければなりません。

安全問題

JR西日本では、関連・協力会社において「墜落事故」「感電事故」での労災死亡事故が相次いで発生しました。JR本体においてもワンマン運転の拡大、遠隔MVなど非対面による駅での販売体制等による「合理化」が推し進められています。

誰もが安心して働ける安定した雇用の実現、労働者、労働組合の権利を守る闘いを職場から一層強化しなくてはなりません。

2019年春闘

大企業の内部留保を「大幅賃上げ」や「安定した雇用の確保

組織拡大

全ての分会が1名の拡大に向けて具体的な組織拡大運動を展開することを訴えます。組織拡大の意義と重要性の再確認と意思統一をし、職場から全組合員が組織拡大運動に立ち上がる動きを作り上げる取り組みの強化を訴えるものです。

今年統一地方選挙、参議院選挙が行われる年です。悪政の実態を広く宣伝し、忘れずに選挙で審判を下すこと。沖縄の闘いに学び、諦めずに粘り強く闘うこと。連帯と共同を広げることです。

安倍暴走政権を退陣に追い込むため政治闘争と経済闘争を結合させた2019年国民春闘勝利をめざし全組合員の総決起を訴えます。

委員発言要旨

作内委員（北陸）



ワンマン化が拡大し、地中はチラシ・アンケート調査をし、75%が反対していることが明らかになった。ローカル線の維持・存続を求める自治体要請は、白山市・糸魚川市が採択となった。春闘はストライキ態勢を背景として闘う。

加藤委員（博多）



労災事故が連続して発生している。グループ会社・協力会社の人員が不足している。労働実態を含めた点検・調査活動が重要だ。選定年制の要求を。

山脇委員（近畿）



契約社員の廃止で850名の要員削減は認められない。機械化・委託化により利便性の低下、駅の安全が守れなくなる。対策会議の設置を。組織罰を求める署名活動は重要な取り組みだ。組織拡大は、全組合員で奮闘したい。春闘はスト態勢確立を。

青山委員（岡山）



春闘は、大衆行動を取り組み、職場でストライキの意思統一をしていきたい。組織拡大では、旗開きで意思統一をし、取り組みを強化していく。労契法20条の闘いは、格差の是正へ全国の闘いを。

漆迫委員（米子）



鉄道事業法の見直しを求める自治体決議において、島根県内8自治体において採択された。シニア問題で転勤範囲が社内になるが、本人の意向を大事にしてもらいたい。春闘のストライキ戦術は慎重に。

田中委員（近畿）



契約社員の廃止で、駅の窓口廃止、委託化・無人化され、将来的には、乗務員の所要についてひっ迫していくのではない。効率化施策には、断固反対していく。春闘は、地域春闘と合わせて、全力で取り組む。

多賀野委員（近畿）



京都車掌区は慢性要員不足で、年休が

取れない状態だ。「働き方改革」で年5日年休を会社が出さなければならぬが見解を。組織拡大で一人加入したが、今後も支える体制を作っていく。強い決意で訴えていきたい。

春闘は、他労組との違いを見せる時だ。ストライキを背景に大衆行動を強化することが重要。

田原委員（広島）



3000万署名は、今後も一人20筆に向けて頑張っていきたい。中国JRバスは、西日本豪雨による代替輸送で増益があり、特別一時金の要求をし、満額回答を獲得した。

三大労災事故が、外注会社で増加している。要員が不足している。シニア社員は賃金を抑え込まれている。労働条件改善が大事だ。

山下委員（近畿）



春闘は、大幅賃上げ等の要求を掲げて職場から全力闘い、ストライキで闘おう。職場では隙間転落事故、遠隔MVなどの安全・サービスが問われている。貨物会社の人事制度の見直し制度に反対していく。全体の意思統一を図りすべての活動を組織拡大につなげる。

書記長集約



19年春闘を闘うに当たり、昨年の春闘の総括から闘いを展開します。第一には全組合員が参加する職場からの春闘を構築します。安全・仕事総点検運動から要求を確立し、分会活動を活性化させ組織拡大を追求する。第二は、地域で闘う仲間と連帯する地域春闘を構築します。第

三は、JRの構造的矛盾解決や経営問題など国策からの問題解決を求めていきます。全国の仲間が組織拡大に奮闘し成果を上げています。仲間の頑張り、奮闘をすべての闘いに結合し、成果へ結びつけるとともに、当面する19春闘を職場から全力で闘い、組織の総力を挙げ次世代を担う方々へ国労運動の素晴らしさを語り前進を勝ち取りたいと考えます。

安倍暴走政治の改憲発議を止め民主主義、立憲主義を取り戻すためには、野党の共闘を強化し、来る統一地方選挙と参議院選挙で安倍政権を退陣させ、政治決戦に勝利するため、国労西日本部として精一杯闘うことを決意し集約とします。

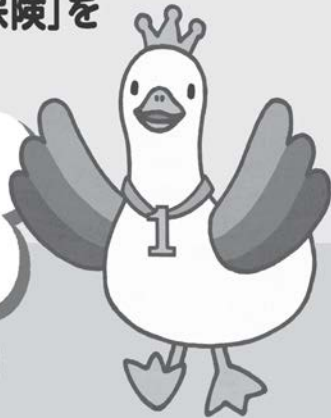
賃金制度に関する要求（抜粋）

- 資格者が責任を持って業務ができるよう、国家資格を必要とする業務（指定者以外にも全員）については職務手当を支給すること。
- 勤務時間外に事故等に伴う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。通勤に要した時間も加算すること。シニア社員・契約社員についても同様とすること。
- 自動車運転手当・緊急自動車運転手当(事故対応時)を新設すること。
- 工務系統における勤務単位の特殊勤務手当を1,000円に引き上げ、オペレータ、列車見張員等に対しても追加すること。
- 駅長業務の資格を持つC層勤務駅で、ML層不在駅及び1人勤務駅の社員について出納責任者手当及び当務駅長手当を新設すること。
- 特殊勤務手当は、超過勤務手当とも併せて支払うこと。
- 復旧警備作業手当を増額し、除雪（構内・ホーム・転てつ器等）及び車両・設備関係の雪落とし作業を追加し、増額すること。
- 契約社員についても、社員と同様の特殊勤務手当を支給すること。
- 業務に必要な自動車運転免許習得及び更新については会社負担とすること。
- 異常時には社員駐車場、駐輪場を確保し、必要経費を会社負担とすること。
- 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とすると共に手当を支給すること。
- 運転無事故個人表彰の適用を拡大すること。
- 永年勤続者表彰35年を追加すること。

以上

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1



アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保障を最新化 生きるためのがん保険 Days 1プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様に

アベニール株式会社 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階 TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック 「生きる」を創る。 アフラック 東京第二法人営業部 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

AF広宣簿-2017-5036 1月12日